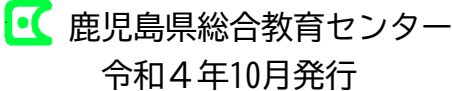



<h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">指導資料</h1>	<h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">教育経営 第41号</h1>		
	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none; padding-right: 10px;">対象 校種</td> <td style="border: none;">小学校 中学校 義務教育学校 高等学校</td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>	対象 校種	小学校 中学校 義務教育学校 高等学校
対象 校種	小学校 中学校 義務教育学校 高等学校		

日本語指導が必要な児童生徒の受入れについて

- ◆ 日本語指導が必要な児童生徒の受入れの際は、学校全体で役割を決めて取組を進めたい。
 - ◆ 日本語指導では、通常の教育課程における指導に加えて、児童生徒の実態に応じて「特別の教育課程」を編成し指導を行う必要がある。
- #日本語指導 #鹿児島現状 #特別の教育課程

1 はじめに

学校教育法施行規則一部改正により、平成26年から小中学校で日本語指導が必要な児童生徒を対象にした「特別の教育課程」の編成が可能となった。高等学校では、令和5年度から日本語指導が必要な生徒に対する「特別の教育課程」での指導が可能となる。この流れは、全国の日本語指導が必要な児童生徒の増加がその一因と考えられる(図1)。一方、鹿児島県の日本語指導が必要な児童生徒数は40~50人程度で、変動はあまり見られない(表1)。ただし鹿児島労働局(2021)²⁾によると、令和3年10月末現在の外国人労働者数は8,880人で、7年前の約2.5倍である。状況次第では、今後日本語指導が必要な児童生徒数の増加も予想される。

県内の学校の多くは、日本語指導が必要な児童生徒は小数のことが多く、日本語指導が必要な児童生徒受入れの経験がある学校や教員が少ない。そのため、急遽日本語指導が必要な児童生徒が編入又は転入してきた際にどのように受入れを進めるか戸惑うことが多いと聞く。本稿は、その際の簡単な受入れの手順と日本語指導の基礎について示す。

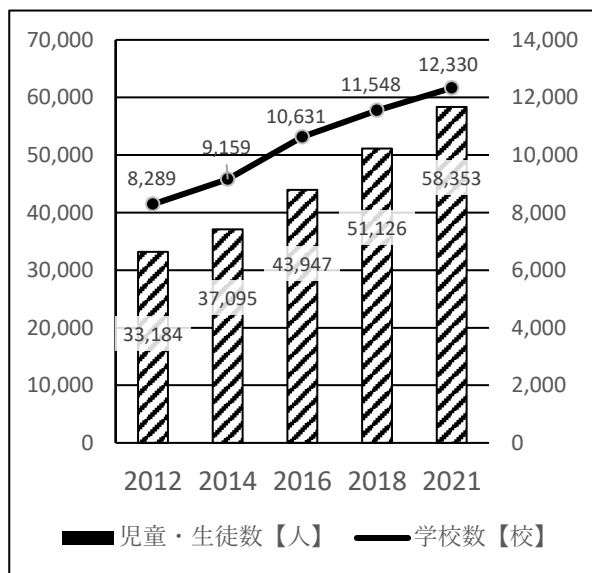


図1 全国の日本語指導が必要な児童生徒数と在籍校数(文部科学省(2022)¹⁾等)

表1 県内の日本語指導が必要な児童生徒数と在籍校数(文部科学省(2022)¹⁾等)

年	児童・生徒数(人)			学校数(校)		
	外国籍	日本国籍	合計	外国籍	日本国籍	合計
2021	28	14	42	18	12	30
2018	20	29	49	14	18	32
2016	39	14	53	24	13	37
2014	41	5	46	24	5	29

2 日本語指導が必要な児童生徒の受入れ

図2は日本語指導が必要な児童生徒の受入れの過程を示したものである。まず学校のある県又は市町村教育委員会から編入・転入の連絡と本人の出身国や母語等の連絡が来る。

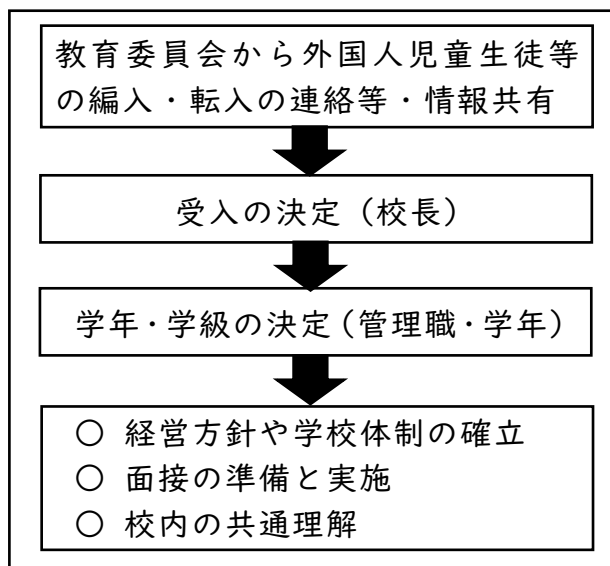


図2 日本語指導が必要な児童・生徒の受入の過程

最初は、公立であれば校長が受入れについて決定し、当該児童生徒が入る学年や学級を学年部と話し合って決める。

その後、まず学校として異文化理解や多文化共生の視点も含めた経営方針を提示し、日本語指導に対応する学校体制を確立する。これは主に管理職の役割である。文部科学省の「海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページ（CLARINET）」にある「外国人児童生徒受入れの手引（2019年9月改定。以下「受入れの手引」）」（文部科学省，2019）³⁾の第2章（pp.12-21）を参照されたい。

また、日本語指導を中心に担当する教師（以下、日本語指導担当教師）とその役割を決定する。

- 「外国人児童生徒受入れの手引 改訂版」（文部科学省）

先生方の役割に応じた説明がある。



学校体制の確立と同じくして、児童生徒及び保護者との面接を準備し、実施する必要がある。この面接の詳細については次項に示す。

上記と同時に校内の共通理解を進めることも必要である。該当の日本語指導が必要な児童生徒等の状況、日本語指導担当教師の役割と日本語指導の進め方、保護者との連絡方法、通知文書等について全教職員での情報共有が大事である。鹿児島県は散在地域に当たるため、受入経験のある教師の数は少ない。そのため、日本語指導担当教師や学級担任の負担が過度にならないよう、自治体の関係機関と連携しながら、学校全体で取組を進めたい。

3 面接の準備や実施について

図3は面接の主な流れを示している。管理職、学年主任、学級担任、日本語指導担当教師、養護教諭、事務職員などが同席し、児童・生徒と面接を行うと思われるが、まずは様々な準備が必要である。特に言葉が通じず、文化が異なるため、誤解が生じることもあるため、通訳を依頼するなどの準備が必要である。なお、養護教諭が同席するのは、対象の児童生徒の心のケアやアレルギーなどの確認が必要であり、事務職員は事務手続き全般について、説明の必要があるからである。

- ① 自己紹介（本人、保護者、教員等）
- ② 個票作成に必要な情報の聞き取り
- ③ 学校生活や決まりの説明
- ④ 当面必要となる学用品等の説明
- ⑤ 学校で必要となる費用の説明
- ⑥ 保護者との連絡方法の確認（日本語が通じる知人等）
- ⑦ 保護者の記入が必要な書類の説明等
- ⑧ 学校施設の案内
- ⑨ 初登校日についての連絡

図3 面接の主な流れ

面接について、まず②の個票は個別の指導計画を作成等に活用する基礎的な情報となる。氏名や呼称、国籍や日本の滞在期間など多岐

に渡ると考えられるが、具体的な内容は「受入れの手引」の第4章(p.41)に示されているので参照されたい。また個票の例を、日本語指導が必要な児童生徒が多い都道府県教育委員会のサイト等で見ることできる。

- 「全国で公開されている多言語の学校文書検索」(文部科学省, かすたねっと) 日本語指導関係の書類がある。



③の学校生活等の説明については、動画やスライド等で説明することも考えられる。一日の流れ(登校時刻, 下校時刻や時間割など)や学校行事(遠足, PTA や運動会など)の説明を行う。学校行事については、文化の違いにより、休日に学校に行くことに抵抗を感じることもあるので注意したい。なお、小学校の学校生活の様子については、文部科学省のサイトで中国語, ポルトガル語など, 15の言語で, 動画でのストーリー仕立ての紹介がある。

- 「外国人児童生徒等教育に関する動画コンテンツについて」(文部科学省)
- 外国人児童生徒のための就学ガイドブック」(文部科学省)



中学校生活まで含めた資料は、日本語指導を必要とする児童生徒数が多い都道府県の教育委員会の Web サイトに参考となる文書がある。特に京都府の「学校生活ガイダンス資料」は9言語で資料をダウンロードできる。

- 「日本語を母語としない保護者のための日本の学校生活ガイダンス資料」(京都府国際センター)



以上, ②と③以外の他の項目についても「受入れの手引」等を確認し, 準備したい。

4 日本語指導について

日本語指導は、日本語指導担当教師が学級

担任や管理職, 地域社会等と連携をとって進める必要がある。図4は日本語指導について, 「特別の教育課程」を編成し, 実施するその流れを示した図である。

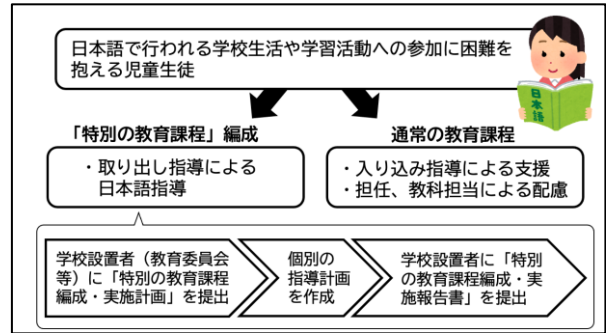


図4 日本語指導の流れ

通常の教育課程で入り込み指導(日本語指導担当教師が, 対象の児童生徒等が在籍学級で授業を受けている際に日本語指導を行うこと)のみを行う場合や, 在籍学級における指導だけでなく, 児童生徒の日本語能力に応じた特別の日本語指導が必要と判断し, 「特別の教育課程」を編成して指導を行う場合等がある。特別の教育課程では, 取り出し指導(日本語指導担当教師が在籍学級以外の場所で, 対象児童生徒の個別の課題に対応した指導を行うこと)を行う。

「特別の教育課程」は全部で五つのプログラムがある。その目標や内容は様々であり, 「来日直後」, 「日常会話ができるまで」, 「在籍学級の授業に参加できるまで」などの段階を踏まえて, 一人一人に合った学習内容を決定する。「特別の教育課程」による日本語指導は, 在籍学級での学習に支障なく取り組むことができることを目的とするため, 学習内容

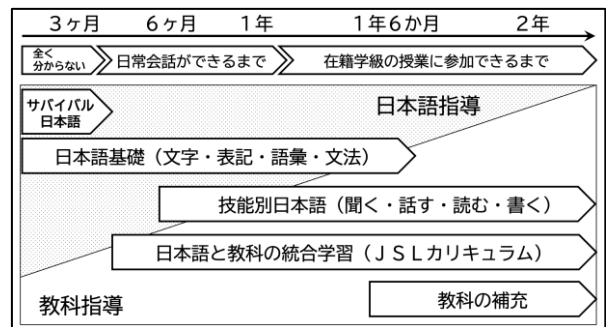


図5 日本語指導のプログラム

は在籍学級の担任や教科担当教員と相談しながら進めることが求められる。図5はその時期や内容を簡潔に表したものである(「受入れの手引」第3章参照)。

以下、各プログラム内容を簡潔に示す。

(1) 「サバイバル日本語」プログラム

日本の学校生活や社会生活について必要な知識や日本語を使って行動する力を付けることを目的に行う。挨拶の言葉や具体的な場面で使う日本語表現を学習する。

言語・文化・習慣の違いから直面する生活のあらゆる場面に関する事項を扱う。

(2) 「日本語基礎」プログラム

文字や文型など、日本語の基礎的な知識や技能を学ぶためのプログラム。日本語について、整理し、規則を学び、自分でも使えるようにするための学習をする。

基本的に発音、文字・表記、語彙、文型の四つの指導を行う。

(3) 「技能別日本語」プログラム

「聞く」「話す」「読む」「書く」の四技能の一つに焦点を絞った学習をする。

小学校高学年以上、特に中学生には、有効なプログラムである。

(4) 「日本語と教科の統合学習」プログラム

児童生徒にとって必要な教科等の内容と日本語の表現とを組み合わせた学習をする。

文部科学省は、「JSL カリキュラム」を開発しており、活用できる。

(5) 「教科の補習」プログラム

在籍学級における教科内容を取り出し指導で復習したり、入り込み指導として、担当教師や支援者の補助を受けたりする。

児童生徒の母語で進めることが可能な場合は、母語の活用が有効である。

5 様々な資料について

日本語指導が必要な児童生徒の受入れに有用なサイトを紹介する。

【教材】算数と漢字のテキストをポルトガ

ル語、タガログ語、ベトナム語等で提供している。

- 「外国につながる子どもたちのための教材」(東京外国語大学)



【日本語能力の評価】児童生徒の日本語能力を把握するための評価。指導方針を検討する際の参考となる。

- 「外国人児童生徒のためのJSL 対話型アセスメントDLA」(文部科学省)



6 おわりに

以上、日本語指導が必要な児童生徒の受入れや日本語指導については、独立行政法人教職員支援機構やYouTubeのMEXT channel等で概要等を学ぶことが可能である。

なお、日本語指導に当たっては、人的ネットワークの構築が必要である。日本語指導に携わる他の教師と情報共有することで、指導方法のヒントを得ることができる。例年日本語指導に関する短期研修を鹿児島市立名山小学校で実施している。必要に応じてぜひ短期研修等を活用していただきたい。

- 引用文献 -

- 1) 文部科学省(2022)「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和3年度)」https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421569_00003.htm(令和4年8月31日閲覧)
- 2) 鹿児島労働局(2021)「鹿児島労働局管内における「外国人雇用状況」の届出状況まとめ」https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/content/contents/2022-0128-1_r03-1.pdf(令和4年8月31日閲覧)
- 3) 文部科学省(2019)「外国人児童生徒受入れの手引」https://www.mext.go.jp/a_menu/sho_tou/clarinet/002/1304668.htm(令和4年8月31日閲覧)
(教科教育研修課 有嶋)

※ 本資料はUDフォントを使用しています。